

2 0 1 0 年 度

事 業 報 告 書

財団法人製品安全協会

2010年度の事業報告書

1 はじめに

世界の経済環境は、アメリカのサブプライムローン問題やリーマンショックに端を発した世界的な底なしの経済混乱に、ひとまず歯止めがかかったものの、チュニジアの民主化運動に端を発したアラブ諸国の民主化運動のうねりや欧州のいくつかの国の財政危機問題が、新たに表面化し完全回復までの道のりは遠いと言わざるをえない。我が国の経済もそれらの影響を受けたうえに、2011年3月11日に発生した東日本大震災の被害規模とその範囲が想像以上であったことと同時に福島第一原子力発電所の事故が重なり震災の後遺症が、今後どのような形でいつまで及ぶのか、明確な見通しすら立てられないため、かなり厳しい経済運営を強いられるものと思われる。特に、経済活動の基盤であるエネルギーの安定供給の体制が揺らいでいることは、復興への大きな足かせにならざるをえない。

製品安全問題では、消費者庁の設立以来、様々な対策が取られてきたが、製品事故絡みのリコール問題に多方面の関心が高まった年度であったといえよう。

当協会の収入の大半を依存している SG マーク表示手数料収入は、前年度の 23%減から、対前年度比 8%増を計上することが出来た。特に、今年度は、当協会設立以来、初めての試みであったが、国や民間団体からの委託費を一切受託しない方針で協会の運営を行った。前年度の収支状況が、良好でなかった中での運営方針の転換は、やや無謀に近いものがあつたが、結果的に黒字を計上出来たことは、将来の明るい材料といえよう。

これは、ここ数年来の事務所の移転や人事政策等協会の運営をスリムな体質に切り替えてきたリストラの効果と収入の大半を占める SG マーク表示手数料収入を、SG 事業に特化させることにより、対前年度比増に転換させることが出来たことによるものといえよう。

従来それほど、SG マークの収入が目立たなかった品目の中で、FRP（繊維強化プラスチック）製バット、自転車、ゴルフクラブ、住宅用金属製脚立等収入が著しく増加する品目が見られたことは、明るい兆しと言えよう。

中国連絡所準備室の設立により、中国の問題に積極的に取り組む体制が出来たことも少なからずプラス材料になっている。

ここ数年来の懸案事項であった公益法人改革への対応も、一般財団法人への移行の方針が、理事会と評議員会で承認された。新しい法人として出発する準備段階の年度として相応しい事業展開の基礎固めが出来たと言えよう。

2 SGマーク基準等作成業務

1) 新規認定基準の作成

① ウォーキングスポーツ用ポール

ウォーキングブームを反映して、普及しつつあるウォーキングスポーツ用ポールの新基準を作成するため専門部会において 2009 年 6 月から検討を開始し、2010 年 8 月の安全管理委員会の承認を経て 2010 年 8 月 18 日付で基準を制定した。同年 10 月 1 日から事務受付を開始した。

② ベッドガード

大人用ベッドを幼児の添い寝に使用する際に用いるベッドガードについては、2010 年度初頭から基準作成の検討を開始し、2011 年 2 月の安全管理委員会の承認を経て 3 月 30 日付で基準を制定した。今後、検査マニュアル及び規程等の作成を行い、2011 年 6 月から事務受付を行う予定である。

③ ソフトボールの用具

2014 年度から、中学 1 年生と 2 年生の体育授業にソフトボールが取り入れられることが予定されている。財団法人日本ソフトボール協会と協力して、バット（改正）、ヘルメット（改正）、プロテクター（新規）の新規基準等の作成の検討を開始した。この内、バットについては既存の非木製バット基準の一部として 2011 年 2 月安全管理委員会の承認を経て、2011 年 3 月 10 日付で基準を制定し、2011 年 4 月 8 日から事務受付を開始する。

2) 既存認定基準の見直し

① 歩行補助車（シルバーカー）

過去における事故の実態の検討を行い、シルバーカーの使用を自立歩行の可能な人である旨の表示、ロックのかけ忘れを防ぐためにフレームの色と異なる色や目立つ色等の使用、耐久性試験（ドラムを用いた回転試験）の追加などを行い、2010 年 8 月の安全管理委員会の承認を経て 2010 年 9 月 1 日付で基準を改正、2010 年 10 月 1 日から事務受付を開始した。なお、歩行補助車の名称を、今回の改正の機会に「シルバーカー」に変更した。

② ショッピングカート

過去における事故の実態の検討を行い、ロックのかけ忘れを防ぐために、フレームの色と異なる色や目立つ色等の使用、耐久性試験（ドラムを用いた回転試験）の追加などを行い、2010 年 8 月の安全管理委員会の承認を経て 2010 年 9 月 1 日付で基準を改正、

2010年10月1日から事務受付を開始した。

② トレッキング用ポール

現行基準制定後に開発され市場に出回っている新しい形状や機構（メカニズム）に対応する要求事項の見直しを行い、2010年8月に開催された安全管理委員会の承認を経て、2010年8月18日付で基準を改正した。6ヶ月間は新旧基準を併存させる経過期間をとったうえで、同年10月1日から事務受付を開始した。

③ 携帯用簡易ガスライター

2009年12月15日に開催された消費経済審議会製品安全部会で、携帯用簡易ガスライターが、子供の火遊びの道具になり、火災等の大事故につながる事例が見られたことから、子供が容易に使用できない機構を義務付ける方向でPSC（特定製品）基準制定の検討が指示された。新たなPSC基準が2010年12月27日制定施行されたことを受けて、それに対応したSG基準の見直しを行い、2010年12月に安全管理委員会の書面承認を経たうえで、2010年12月20日付でSG基準を改正した。2011年7月から事務受付を開始する予定。

④ 住宅用金属製はしご及び住宅用金属製脚立

それぞれについて適用範囲の拡大及び基準値の見直しを行った。住宅用金属製はしごは、2010年の8月の安全管理委員会の承認を経て2011年2月1日から事務受付を開始した。住宅用金属製脚立は、2011年2月の安全管理委員会の承認を経て、2011年4月1日から事務受付を開始する。

⑤ 家庭用の圧力なべ及び圧力がま

PSC基準の改正を受けて対応するSG基準を改正、2010年8月の安全管理委員会の承認を経て2010年8月27日付で基準を改正した。同日付で事務受付を開始した。

⑥ ゆたんぼ

金属製ゆたんぼの表示事項などの見直しを行い、2011年2月の安全管理委員会の承認を経て、2011年2月28日付で基準を改正した。新旧基準を6ヶ月併存させる経過期間をとったうえ、2011年4月1日から改正基準による事務受付を開始する。

⑦ 自転車用幼児座席

自転車用幼児座席の事故等の情報を受け検討を開始し、2010年12月24日に専門部会を開催し、主として分科会において改正基準の検討を行っている。

⑧ 携帯用レーザー応用装置

PSC 基準の改正を受けて対応する SG 基準を改正、2011 年 2 月の安全管理委員会の承認を経て 2011 年 3 月 25 日付で基準を改正した。同日付で事務受付を開始した。

3) 認定基準件数の現状

1973 年 10 月の SG マーク制度発足以降、2010 年度末までに、136 件の認定基準を作成してきた。2007 年度と 2009 年度において、対象製品で市場に、全く出回らなくなった物の認定基準や殆ど活用されていない製品の認定基準の廃止（炭酸飲料瓶詰、可搬型折畳みいす、登山用ベルト、シュタイクアイゼン、マウエルハーケン、金属製節句段等 10 品目）や休止（スキー、スキー靴、スキー用締め具、こいのぼり用矢車、園芸用花台等 8 品目）、統合（住宅用金属製踏み台を金属製脚立に統合）を進めた結果、2010 年度末の認定基準の件数は、117 件になっている。

4) WTO/TBT 通報

2010 年 6 月 14 日及び 10 月 8 日に WTO/TBT 協定に基づく前期の作業公示を行った。また、2010 年 6 月（住宅用金属製はしご、シルバーカー、ショッピングカート、トレッキング用ポール、ウォーキングスポーツ用ポール）、10 月（携帯用簡易ガスライター、非木製バット、ゆたんぼ）、12 月（携帯用レーザー応用装置、住宅用金属製脚立、幼児用ベッドガード）に WTO/TBT 協定に基づく原案提示の公示と基準改正のための事前意図通知を行った。

3 認定基準に基づく安全性の認定及び SG マークの表示交付業務

1) SG マーク表示の種類共通整理化

製品ごとの SG マークの大きさと表示方法の異なっていたものを共通出来るものは共通化を図ることにより、従来 120 余種類あった SG ラベルを 37 種類に整理し、2010 年度から実施に移した。

2) 手数料の改定

①工場等登録手数料等

2010 年 4 月 1 日から、国内申請者と海外申請者の手数料を同額とし、工場等登録証再発行手数料を改定した。また 10 月 1 日から海外の業務委託検査機関が実施したデータを活用する型式確認申請料を改定した。

②品目ごとの手数料改定

- ・ ウォーキングスポーツ用ポール（新規）

- ・ トレッキング用ポール(改正)
- ・ 乗用車用ヘルメット (改正)

3) SGマーク表示の実績

2010年度のSGマーク表示手数料収入は、前年度の23%のマイナスから、わずかであるが8%の増加になった。しかし、前年度のマイナス幅の3分の1を取り戻したに過ぎない。

今年度対前年度比で伸びが著しい品目として、FRP（繊維強化プラスチック）製バット、自転車、ゴルフクラブ、住宅用金属製脚立があげられる。

金属製バットの打球速度が速く、飛距離が出すぎる問題から木製バットを推奨する競技者団体が出てきたことにより、木製バットの販売数量の増加傾向が見られるようになった。しかし、木製バットは、材料の入手先が限られていることや折れやすいという耐久性に問題があるため普及するうえでの障害もみられた。木製バットに代わるものとして、木製バットと同様の性能を持つコンポジットバット（アルミニウム合金と繊維強化プラスチックとの複合）が開発され、2009年にFRP製バットの認定基準の改正を行い、SGマークの対象製品に含めた。コンポジットバットが市場に出回り始めたことにより、FRP製バットのSGマークの表示数量が急増した。

自転車については、中国における検査機関との協力体制をここ数年かけて築き上げてきた。中国国内での完成品検査や部品検査が容易に行えるようになったことも、中国で生産を行っている事業者にとってSGマークを表示するうえでプラス材料になった。特に、上海にある中国連絡所準備室の積極的な自転車関連企業への働きかけにより、その成果が見られるようになった。

日本で販売されるゴルフクラブの大半は、ヘッドやシャフトといった部品が、中国、台湾やタイで製造され、中国の工場で作成品として組み立てられている形態をとっている。中国の組み立て工場は、日本のメーカーと資本関係もなく、複数の企業の組み立てを手掛けていることもあり、SG制度への認識が高くなかった。中国連絡所準備室の中国における組み立て工場へのSGマーク制度に対する意義の働きかけが成功し、SGマークの表示数量が増えるようになった。

住宅用金属製脚立は、2008年度に脚立と踏み台の基準の統合と足場台と三脚脚立を対象に加える改正を行い、対象製品の拡大を図った。また、SGマーク対象製品になっているにもかかわらずSG表示がされていなかった製品にもSGマーク制度の意義を理解してもらった結果、SGマーク表示製品の比率が高まった。

SGマーク表示手数料収入増品目が、一部の商品に偏ることなく、広範囲の商品に広がりを見せるようになってきたことは、今後の収入の安定化にとって望ましい方向であるといえよう。しかし、表示手数料収入上位15品目以外の品目については、収入も枚数もそれぞれ、12%マイナス、13%マイナスとあまり振るわなかった。

表示手数料収入上位 15 品目の実績表

	品目名	2010 年度収入		2010 年度枚数	
		(千円)	対前年度比	(千枚)	対前年度比
1	クッキングヒータ用調理器具	38,580	0.95	4,464	0.97
2	乗車用ヘルメット	30,737	0.75	1,590	0.88
3	プラスチック浴そうふた	29,149	1.06	2,242	1.06
4	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	23,465	1.01	3,214	0.95
5	自転車等用ヘルメット	21,466	1.77	869	1.58
6	住宅用金属製脚立	20,057	1.45	1,168	1.44
7	自転車用空気ポンプ	18,151	1.27	2,128	1.40
8	ゴルフクラブ	13,493	1.43	5,032	1.45
9	シルバーカー	12,841	0.94	359	0.93
10	乳母車	12,621	1.24	467	1.24
11	自転車	12,420	2.15	497	2.11
12	手動車いす	11,760	1.19	98	1.19
13	自転車用幼児座席	8,602	1.82	605	1.30
14	F R P 製バット	7,691	9.59	256	9.59
15	棒状つえ	6,942	1.09	694	1.09
	上記小計	267,976	1.15	23,685	1.16
	上記以外の品目	67,159	0.88	208,772	0.87
	合計	335,135	1.08	232,457	0.89

4) 工場登録・有効型式保有企業数

2011年3月末までの新規工場登録数は、23工場、うち海外15工場（中国が8工場）であった。品目では、乳母車、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、ライター、自転車、自転車用等ヘルメット、棒状つえ、バトミントンラケット、移動式サーカーゴール、屋外用ハンドボールゴール、ショッピングワゴン、ゴルフクラブ用シャフト、クッキングヒータ用調理器具、卓球台、ウォーキングスポーツ用ポールであった。

2011年3月末の工場等登録数は1,042工場で、前年度末より121工場減となった。これは2010年度末実施した登録事業者に対する登録維持調査の結果、登録工場の最新の実態を反映したことによる。このうち有効型式保有工場数は447工場となり、前年度末より26工場減となった。うち海外の有効型式

保有工場数は183工場と、前年度末より1工場増となった。なお、国別では中国の134工場(30%)が最も多く、台湾14工場、ベトナム9工場、韓国5工場と続いている。

5) 検査機関

2010年10月に、一般社団法人軽金属製品協会とクッキング用ヒータ調理器具、一般社団法人日本福祉用具評価センターと手動車いすについて業務委託契約を締結した。その他、一般財団法人日本文化用品安全試験所と新規のウォーキングスポーツ用ポールについて業務委託契約を締結した。

4 SGマーク制度信頼性向上のための検査・調査業務及び関連業務

1) SGマーク付き製品の試買検査

試買検査は、市場に出回っている製品については、SG基準が遵守されているか否かの観点から、SG基準が改正された製品については、新しい基準に対応しているか否かの観点から実施している。

SG基準が遵守されているかの観点から、4品目8銘柄(竹刀、インラインスケート、キックスケータ、住宅用金属製脚立)について実施し、竹刀2銘柄を除くすべての製品がSG基準に適合していた。

改正SG基準への対応状況の観点から、3品目9銘柄(自転車用空気ポンプ、子守帯、乳母車)について実施し、乳母車1銘柄を除くすべての製品が、SG基準に適合していた。なお、不適合のあった竹刀及び乳母車の表示事業者には、改善指導を行った。

2) 登録工場等の調査

登録要件が守られているか、SG基準の改正が行われた製品については、新しい基準に対応した管理方法が採られているかの確認のための調査を下記の工場について実施した。

- ・乗車用ヘルメット(9件)
- ・トレッキング用ポール(3件)
- ・プラスチック浴そうふた(1件)
- ・家庭用の圧力なべ及び圧力がま(6件)

3) 改善指導

事後調査で管理方法の不具合が見つかった場合、試買検査や型式試験で不適合になった場合、SGマーク製品事故により製品欠陥が指摘された場合にあって、当該、不具合、不適合又は、欠陥の原因が工場等の業務方法によると認められた場合には、その対

象工場に対して改善指導を行っている。2010年度はSGマーク製品欠陥が、指摘された製品の事業者に対して改善指導を行ったのに加え次の5事業者に対しても改善指導を行った。

- ・家庭用の圧力なべ及び圧力がま（2件）
- ・竹刀（2件）
- ・乳母車（1件）

4) 海外の登録工場への管理強化対策

海外で生産されるSGマーク製品は、増加の一途を辿っている。海外でも、特に生産が多い中国で生産されるSGマーク製品の信頼性を確保するための中国連絡所準備室設立を受けて、SGマークの商標登録、登録工場向けの金属製のSG登録工場プレートの販売、中国語でのWebサイトの開発を行った。併せて、中国における登録工場の実態調査を行った。

5) 工場品質管理評価制度導入の検討

当協会が工場等の要望に基づき製造工場の品質管理の運用状況をチェック・評価等をする制度を2010年4月1日から試験的に運用開始した。期間中に1件実施した。

6) 体育用具・施設安全管理士制度への支援・協力

体育用具・施設は、施工や維持・管理・修繕等を適切に行わないと事故を招く可能性が高い。体育用具・施設の性能や特徴を十分に理解し、使用者等への適切な指導と適切な維持・管理・修繕等が行える専門家の育成と適性を認定するために、日本スポーツ用品協同組合連合会が、中心となって導入する「体育用具・施設安全管理士制度」創設に対する協力・支援を行った。

7) バレーボールのネットのテンション測定に係る支援・協力

バレーボール用支柱は、SGマークの認定対象製品であるが、張られたネットのテンションについては、適正な値が決められておらず、試合ごとにまちまちになっているのが現状である。競技者団体である公益財団法人日本バレーボール協会が実施を計画している適正なネットの適正なテンションの数値設定、テンション測定機器開発を行い、2011年1月に実施された日本バレーボール高等学校選手権大会（通称「春高バレー」）で実験的に使用し問題点の洗いなおしを行った。

5 被害者救済等の業務

1) SGマーク制度に基づく被害者救済業務

2010年度にSGマーク付き製品により発生した人身事故で、事故発生届を受理した事案は、乗車用ヘルメット、自転車用ヘルメット、ゆたんぼ、乳幼児用ハイローラックなど11品目19件であり、このうち賠償措置を講じることとしたものが5件、欠陥無しが10件、調査中が4件である。この間の賠償金支払額は4,561千円で歩行補助車、自転車用ヘルメットなど7件であった。

2) 消費生活用製品PLセンターの業務

消費生活用製品PLセンターでは、2010年度は製品の事故・品質等に関する相談の他、一般相談・問い合わせ等として、PL法の内容解釈・PL対策等750件を受理した。この内369件は消費者等から、297件は行政機関・消費生活センターからの相談問合せであった。

相談の種類としては、当PLセンターが紛争解決に向けて協力を行った「製品事故」・「品質クレーム」対応が、それぞれ6件と5件、「PL対策製品安全」202件、「他の専門機関の紹介」172件、「PLセンターの業務内容」96件等であった。

なお、PLセンターでは紛争解決手段として当事者からの申し立てに基づき、判定会を設置し調停を行うこととしているが、2010年度に調停を行った案件はなかった。

6 情報提供・啓発・広報業務

1) SGマーク製品の普及促進のための展示会等への参加

①製品展示会等への参加

I) 上海自転車ショー

2010年4月27日～30日開催の上海自転車ショーに中国連絡所準備室が中心になって出展した。

II) 第25回ベビー&シルバーショーTOKYO

2010年9月24日～25日開催の第25回ベビー&シルバーショーTokyoに出展した。

2) ベビーカー連絡協議会の活動に対する協力

ベビーカーの安全を確保することを目的に、経済産業省等の要望を受けて発足した国内のベビーメーカー約20社からなるベビーカー連絡協議会の活動に対して支援・

協力を行った。2010年度は4回の会議を開催するとともに、ベビーカーメーカーによる安全使用についての注意喚起のチラシ及び JR 東日本ベビーカーキャンペーンポスターの作成・配布活動を行った。

3) SGマーク製品の普及・啓発・広報業務

製造・輸入・販売事業者、消費者に SG マーク制度、SG マーク製品の認知度を高めるため、イトーヨーカ堂、日本生活協同組合連合会等の量販店・SG 製品取扱店等へのセミナーの開催、対消費者向けのポップや SG 登録工場向けの金属製プレートの作成を行った。

SG 製品の認知度を高めるために新聞・テレビ等からの SG 製品に関する取材に積極的に対応した。また、協会 Web サイトへの関係機関からのリンク要請に応え、製品紹介パンフレット等への「SG マーク」の使用許可の依頼に応じた。

4) 消費生活用製品 PL センター業務の情報提供

PL センターダイジェスト報（年間4回発行）を、地方自治体、消費者団体、業界団体、損害保険会社等に94通郵送で、226通電子メールで配信した。併せて協会 Web サイトに掲載した。

5) 協会 Web サイトによる広報

2011年1月18日付けで、製品安全協会 Web サイトのデザインを一新し、使い易さを高めた。

7 調査・研究業務

外部調査委員会等への協力

経済産業省、消費者庁、製品評価技術基盤機構等が主催する製品安全に関する委員会に委員として参加し、製品安全対策の推進に協力した。

8 製品安全協会の組織に係る業務

1) 組織・定員

2010年度末の協会の常勤役員数は2名であり、職員等の総数は14名であった。

2) 理事会・評議員会の開催

①理事会

I 第 89 回理事会

2010 年 6 月 22 日に、協会の会議室において、第 89 回理事会を開催し、2009 年度の事業報告書、2009 年度の収支決算書及び財産目録について審議を行い原案通り承認された。評議員の選任、安全管理委員の選任の審議を行い原案通り承認された。また、承認事項の一般財団法人移行についても承認された。

II 第 90 回理事会

2011 年 3 月 23 日に、協会の会議室において、第 90 回理事会を開催し、2011 年度の事業計画書、収支予算書、評議員の選任、安全管理委員の選任について審議を行い原案通り承認された。また、一般財団法人への移行に係る規則等が原案通り承認された。

②評議員会

I 第 72 回評議員会

2010 年 6 月 23 日に、協会の会議室において、第 72 回評議員会を開催し、2009 年度の事業報告書、2009 年度の収支決算書及び財産目録の報告を行った。また、承認事項として一般財団法人への移行が承認された。

II 第 73 回評議員会

2011 年 3 月 22 日に、協会の会議室において、第 73 回評議員会を開催し、2011 年度の事業計画書と 2011 年度の収支予算書、理事の選任、監事の選任が審議され原案通り承認された。また、一般財団法人への移行に係る規則等の審議を行い原案通り承認された。

3) 安全管理委員会の開催

① 第 75 回安全管理委員会

2010 年 8 月 6 日に、協会の会議室において、第 75 回安全管理委員会を開催し、トレッキング用ポール (改正)、ウォーキングスポーツ用ポール (新規)、シルバーカー及びショッピングカート(改正)、住宅用金属製はしご (改正)、家庭用の圧力なべ及び圧力がま(改正)についての認定基準及び認定基準確認方法についての審議を行い原案通り承認された。

② 第 76 回安全管理委員会

2010 年 12 月 1 日に書面審議により、第 76 回安全管理委員会を開催し、ライター(改正)の認定基準及び認定基準確認方法についての審議を行い原案通り承認された。

③ 第 77 回安全管理委員会

2011 年 2 月 18 日に、協会の会議室において、第 77 回安全管理委員会を開催し、幼児用ベッドガード(新規)、携帯用レーザー応用装置 (改正)、住宅用金属製脚立 (改正)、非木製バット(改正)、ゆたんぼ (改正) についての認定基準及び認定基準確認方法についての審議を行い原案通り承認された。

4) PLセンター運営委員会の開催

① 第 36 回 PL センター運営委員会

2010 年 5 月 24 日に協会の会議室において、第 36 回 PL センター運営委員会を開催し、2009 年度の相談等の受付状況、製品事故に係る相談等の処理状況、品質クレームに係る相談等の処理状況、SG マーク製品の事故処理状況等の報告を行った。

② 第 37 回 PL センター運営委員会

2010 年 11 月 8 日に、協会の会議室において、第 37 回 PL センター運営委員会を開催し、2010 年度の上半期の相談等の受付状況、製品事故に係る相談等の処理状況、品質クレームに係る相談等の処理状況、SG マーク製品の事故処理状況等について報告を行った。

5) SG 憲章の制定

1973 年 10 月に「消費生活用製品安全法」が制定されて以来、37 年間にわたり運用されてきた SG マーク制度の信頼性を維持するために、必要な行動規範となる SG 憲章を制定した。また、SG 憲章を具体的に展開するアクションプランを実行に移した。

6) 新公益法人制度への対応

第 89 回理事会、第 72 回評議員会において、一般財団法人への移行の基本方針が承認されたことを受けて、一般財団法人への移行に関する諸規則等の整備を行った。